

銀行借入れと連帯保証人

ある日、都内にて製本業を長年営む80歳代の男性が来社され、取引していた銀行から自宅兼工場を競売申立てされて、競売入札の期日が決まってしまったがどうしたら良いかとのご相談でした。

金融機関としては融資をするにあたり担保をとり（この場合は不動産）、社長個人を連帯保証人として返済が滞れば諸手続きを経て不動産を競売に付し、貸金を回収することは当然の行為ですので、事情を説明しもう少し早めに相談されていれば、多少の方策を講じられたにと残念に思いました。

事業経営を継続して行けば、必ず直面する資金繰りがあります。

かえって事業が好調のときなどに限って往々にして、想像もしない危機的なトラブルが発生するものです。経営者にとってはまことに心安まらない毎が続きます。

ですから起業することは想像以上に大変な行為ですし、大きなリスクを伴うことをしっかり理解しておくことも肝心です。

私が強調したいことは、起業することは、簡単に途中でやめたり、投げだしたり出来ない究極の自己責任の行為なのです。マスメディアで「起業」に関する情報は沢山露出されても、起業における失敗とその影響については残念ながら触れられていることは多くはありません。

ファイルされている「熱血弁護士 村松謙一の体験的企業再建」(TEIKOKU NEWS)の中に次のような文章があります。

「経営責任とガバナンス」

私が債権者（貸付け先）の方に言いたいのは、「中小企業経営」という特殊性である。

経営者は自宅を担保提供し、自ら保証人となり、その命を削って働いているのである。大企業の経営者とははっきり違うのである。経営者であり、営業マンであり、技術指導者であり、労働組合長であるなど、会社の中心として自分の体と心を犠牲にして、働き続けている。

この文章を読むと、私がこれまで強く言い続けている「経営という学問は学べても経営の本筋そのものは学べない、経営は事上磨练（じじょうまれん）だ」と云うことの真理を改めて思います。つまりこれは「実際に行動や実践を通して、知識や精神を磨くことだ」と云うことに他ならないのです。

その中で資金の調達に関する経営者の連帯保証人について簡単に纏めます。

1. 保証人にはふつうの「保証人」と「連帯保証人」の2種類があり保証人とは、正確には連帯保証人のことを指しています。
2. いうまでもなく保証人とは、お金を借りた人が返済をしないときに、そのお金を

返済することを約束した人です。

3. 「連帯保証人」の場合には、借金をした本人と同等の責任を負わされます。
4. 「連帯保証人」の場合には、お金を借りるときは、通常「担保」が必要です。担保は借りた人が（債務者）が、万が一返済できなくなったときに備えて、お金を貸した人（債権者）に差し出す財産のことをいいます。

借入れと保証人に関していえば、最近マスコミなどでは保証人制度を変えることが必要との論調が出てきています。例えば最近安倍首相は「中小企業経営者は個人保証なので、一度失敗するとすべてを失う。これでは再チャレンジなどできないばかりか経営の経験やノウハウが一度でうずもれてしまうことになる。これは国家全体にとっての損失となる。これではベンチャーがどんどん生まれ、投資であふれような日本をつくることはできない。そのためには「個人保証」偏重の慣行から脱却しなければならない。」（安倍総理 2013.5.17 成長戦略第2弾スピーチ）と述べています。金融庁と中小企業庁が実質主導した「経営者保障に関するガイドライン」に法的拘束力はないのですが安倍内閣の国策です。この「ガイドライン」は2013年12月に公表され2014年2月からの適用されますがこの「ガイドライン」の適用により、その実体に分かるのはもう少し時間を要することでしょう。